時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限一行 金七錢
一行ニ付	一日以上 金十三錢
一行ニ付	一日以上 金十一錢
	六日以上 金十錢五厘

本社（寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて遠方より時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にとへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

人材を網羅す可し

政治の爭は主義政略の爭とは云ふものゝ詰り人と人との爭に過ぎざるものなれば在朝在野の別なく政治上に勢力を逞ふせんとするには第一その領袖たるものに非常の人物を要するは勿論、凡そ同志中には有爲の人材を網羅して其技倆を伸べしむるの工風肝要なる可し如何となれば主義は云々にして政略は云々なりと吹聽するも實際に其主義政略を運轉活用するは人の力に外ならず苟も其人を得ざるときは主義政略も用を爲さいればなり今の政府は世に云ふ藩閥の政府にして年來其部内に相應の地位を占むるものは多くは強藩出身の人か又は之に縁故あるものにして必ずしも天下の人材を網羅したりと云ふ可らず殊に近年は超然主義を唱へて政治の運動には一切關係せずとの約束なるが故に事に當るものは久しく官邊の空氣中に閉籠りて人間に遠ざかり滿身既に官化し去りて一般の事情に通ずるものとては甚だ少なきが如し今後の政海に如何なる變動あるも飽までも超然主義にて撞通すの覺悟ならんには此有樣にて差支なかる可しと雖も社會の大勢は決して之を許さず國會開會中の運動と云ひ又議員撰擧の始末と云ひ既に其主義の不都合を發見したるの事實も少なからざれば此時に當り民間の反對論に對して大に政權維持の運動を爲さんとするには是非とも流義を改めざる可らず既に流義を改むると決する以上は公けに主義政略を發表して表面に運動するの外に手段はあらざる可きが故に茲に及んでは意々人材を網羅するの必要を感ずるあらんと然るに政府從來の慣行を見れば當局者は自尊自大の風に安んじて容易に人を近けず自から爲めにする所ありて媚を献ずる俗吏俗商の輩を無二の味方として揚々自得する其上に不公平なる官吏試驗の法を定めて人材登用の道を窮屈にし社會の人心を失ふたるが如き何れの點より見ても立憲政治の要を得たるものと云ふ可らず斯る有樣にて改むる所なきに於ては今後の政治社會に運動して勢力を逞ふするとは到底望む可きに非ず今の政府顧ひに足らずと云ふも爭ふに辭なかる可し然らば民間の政黨は如何と云ふに是亦少しも賴世しからず元來今の政黨の人々は常に現政府に反對して之を非難するの口實多きが中にも藩閥情實云々の攻擊は其聲殊に高きが故に是種の弊害は其人々の最も厭ふ所にして自家の奮動みを定めて公明正大ならんと思ひの外實際は然らずして反對の事實を現はし政黨中に藩閥情實の盛なるは毫も政府の都内に讓らずして容易に人の近づくを許さゝるのみならず平生の言を聞くに苟くも政黨に加入せざるものは眞成の士人に非ずとて恰も人を蔑視嘲弄する其語氣の傍若無人なるは唯驚くの外なきのみ元來政黨が主義を表して廣く世間の贊成を求むるは商賈人が商品を吹聲して得意を求むると同樣の次第なれば務めて世間を遣り愛嬌を賣りてあを世間の贔負も付き隨て人材も集まる可き筈なるに既に政黨の店を開きながら其店の不繁昌にも頓着せず恰も他を叱咤して其感情を害するとは政治の商法に巧なるものと云ふ可らず抑も今の社會には有爲の人材に乏しからず濟々たる多士の中には或は政治上の志を抱き苟も目的を同ふするものあれば之に加擔して一臂の力を致さんとするものも少なからざれども扨政治社會を見渡すに今の政府なり又政黨なり其主義目的には格別の相違なきも實際の擧動は何分にも無愛嬌殺風景にして殆んど近く可らずして隣睦するもの多しと云ふ無理ならぬ次第なれば政治上に相對して勢力を逞ふせんとするものは何は兎もあれ速に其擧動を改めて廣く人を容るの工風あを肝要なれ聞く所に據れば此頃政府部内には意々官吏登用の方法を改正して大に人材を網羅するの計畫ありと云ふ果して其目的を達するや否や知らざれども兎に角に近來の銘案と云ふ可し政府に於て此決斷ある以上は民間の政黨に於ても大に改良する所なかる可らず政治上今後の勝敗は多く人材を得るや否らざるとに在ればなり

官報

朕海軍准士官服役條例ヲ廢シ海軍准士官服役令制ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年五月七日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第四十一號

海軍准士官服役令

第一條　准士官ノ服役ヲ分ツコト左ノ如シ

一　現役
二　休職
三　後備

第二條　現役ハ現ニ軍務ヲ掌スル者修學ヲ命セラレタル者及待命者ヲ云フ休職停職ニ在ル者ハ現役ニ準ス

第三條　前項ノ修學者ニシテ修學期ノ後繼續ヲ命ゼラレタル者ハ現役ニ準ス

第四條　傷痍若クハ疾病六箇月ニ至リ商快復ノ候ナキ者

第五條　禁錮ノ刑ニ處セラレ剝官ヲ附加セラレサル者

停職トハ官行禁錮戒ス可キコトヲリ其情狀稍輕クシテ免官ニ至ラサルモ在職又ハ職務ヲ停メラルヽ者ヲ云フ但停職者ハ一箇年ノ後ニ非サレハ職務スルコトヲ得ス

第三條　後備トハ年齢滿限ニ達ラスシテ左ニ掲クル事項ノ一ニ關リ現役ヲ退キタル者ヲ云ヒ其服役年期ハ現役年齢滿限マテトス

一　明治二十三年（六月）勅令第九十九號第三條ニ依リ現役ヲ退キタルトキ

二　休職ニ入リ二年ニ至リ職務ヲ免ルトキ但第二條第三項ノ第二ニ該ル者ハ此限ニアラス

停職ニ入リ一箇年半ニ至リ職務ヲ免ルトキ

後備トハ年齢滿ニ至リ現役ヲ免ルトキ

第四條　後備ハ五箇年トス

第五條　後備養備者ハ召集ニ應ス可キモノトス

第六條　准士官後備期ニ至リタルトキ又ハ傷痍疾病ノ爲メ永久服役ニ堪ヘスシテ後備ヲ退キタルトキハ其官ヲ免ス

第七條　後備ニ入リタル日ヨリ起算シ三箇年ニ至リ後備ニ入ルモノトス

附則

本令公布ノ日休職ニ在ル者ハ其休職ニ入リタル日ヨリ起算シ三箇年ニ至リ後備ニ入ルモノトス

勅令第四十一號發照

勅令第九十九號　明治二十三年六月二十一日官報抄錄

第三條　陸海軍軍人定限ノ年齢ニ達セサルモ現役十一年以上ニ亘テ現役ニ在ラサルトキハ將官ハ上諭ニ依リ上長官士官ハ陸海軍大臣准士官ハ所管長官ヲシテ諭シテ現服ヲ退カシムルコトアルヘシ

雜報

○所得稅調査委員の撰擧　赤坂區にては所得稅調査委員及補欠員に付き來る十二日同區役所に於て右撰擧會を開くと云ふ

○製似定期賣買の處分　定期賣買は株式、米穀に限らず重要の商品に對しては自然の必要あるものなれども今日の處にては法律の制裁あるが爲め公然期長の賣買を爲すを得ず實業者に取ては不便少なからざるよし竊かに法律を潛りて定期賣買を爲すもあり又米商會所の設けなき地方にては表面正米賣買を名とし地方廳の認可を受け一ッの倉庫を設けて期永に米券を賣買するもあり而して其實際を見れば半は空相場にして帳簿上には解合の形を爲すも竊かに頭金を徴收して殆んど博奕に等しき賣買を爲すもの多し畢竟公然定期賣買を許さゞるの弊にして斯る曖昧なる市場には不正の業を働らくもの多きも自然の結果なるべし若し實業者の間に右の如き惡習慣を養成するときは後日の大患なれば今の取引所條例の修正を爲す迄の間は行政處分にて一時なりとも之れが處分を爲すを必要なるべしと云ふ

○山陽鐵道四月收入金　去る四月中山陽鐵道會社の運輸假收入金は左表の如くにして平均一日一哩に對し金九圓三十一錢に當る勘定なり

金三萬二千百二圓八十二錢二厘	客車收入
金六千四百四十三圓七錢五厘	荷車收入
合計金三萬八千五百四十五圓八十九錢七厘	

○横濱共同倉庫會社　は前日來引續き申込人ある由なるが昨今は内外貿易品兎角不振の委なる上市中の生絲在荷も漸々拂底となるを以て隨て借入申込人も割合には多からず且製茶の如きは入荷次第直ちに商館へ引込となる爲め市中貿易の活潑なる割には營業も餘り繁忙ならずして昨今の在品は重に硝子、洋絲、鐵類等なりと而して目下四十餘戸前貸渡濟となり居るよし

○山形縣下農作　同縣下南置賜郡地方にては近來打續きたる不順の氣候に麥作其他農事に多少の被害あり瓜哇薯の如きは一種の病害を生じ始めは薯皮の一局部皺縮して硬固となり次第に蔓延して全體に及びたるもの甚多く此程大日本農會の調査に因れば右は一種の黴菌寄生したるものなりと目下同縣廳にては夫々驅除法實施中なりと

○大坂中ノ嶋明治紀年祭　大坂中ノ嶋明治紀年祭は例年の如く去る廿日より八日迄三日間執行せり初日は生憎雨天なりしも午前八時頃より黒川第四師團長以下各將校各隊及西南の役戰死せし遺族の參拜ありて神官は祭典を執行し午後より同體裏手の能樂堂に於て種々の狂言手踊等あり翌七日は東本願寺法主大谷光瑩師の參拜法會京都大坂二府受知外七縣下の煙火共進會相撲等あり翌八日は當時角座に興行中の尾上菊五郎の一座總參詣を爲し城外練兵場に於ては競馬等の催しありて例年に比すれば一際の賑ひなりしよし

○岐阜縣會委員の上京　曩に臨時岐阜縣會に於て茨後の今日到底地方稅の賦課に堪へざるを以て國庫補塡を乞ふの建議を主務大臣に呈出し尚又委員を撰定して出京の上茨後激濟の各問題に付縣下の實況を政府及帝國議會に向て陳情せしむるなどに決したるが該委員金森吉次郎、伊藤健之助、石井鼎、松野祐次郎、佐久間鐵也の諸氏は此程着京の所を殺置し右に關し帝國議會に向て盟して帝國議會者は運動し尚種々奔走せしが遂に其目的を達し茨後の問題に付き縣下の人民は願に觀する運動を爲し苟も充分の準備を整へ氣込なるよし

○危險品搭載の船　郎氏は此程危險品搭載せんとて日本郵船會社に於ては必定名稱を爲し出荷すべし稱を爲せらるべしつゝ他に緊急の問題なれども斷言するに足らず定に違ふ事なきに於ては明治丸去る六日横濱地よれば同社が若し罰金に處せらるなりと云ふ

○產原郡玉川村　村民總代の知事に陳述したるが今日下夫々說諭中なり

○植交の牡丹　に本所四ッ目の植交の牡丹を一增したる由にて前面に四間餘は六幹の大なり直ちに鉢へ移し三段盛栽を陳列咲揃ひ繞家の黄、圖書を放ちて

○櫻草　村の故事に高き櫻草は今年も五分通り咲を現はしたるに付例の廉の花園は花時居れども一見する曜日（十五日）

○上野池　午前六時、午後二時半、七時半、十時半、十一時半、午後一時半、三時半、四時半、五時半、六時半、七時半、八時半、九時半、十時半、十一時半、午後一時半、二